

SNS に対する管理と表現の自由

孫 リョウ^{†1}

本稿では、SNS による表現の自由に対して、アメリカ、日本、中国の状況を検討する

The Privacy issue on CCTV

Son Ryou^{†1}

I am focusing on the issue about the control on SNS and freedom of speech in China, the U.S. and Japan.

研究概要

近年、インターネットなどのネットワークメディアの普及にしたがって、どんどん地域と空間の制限がなくなっている。これまでにないスピードで各国の政治、経済、文化などの方面に進入している。さらに、人々の生活習慣と考え方も変えられている。表現の自由という基本的人権は、新時代を迎えてその性格を変えつつある。インターネットのオープン性、匿名性及びインタラクティブの特徴に基づいて、ネットにある表現はすでに国境、文化や制度の差異を突破しており、特に Facebook などの「ソーシャル・ネットワークキング・サービス」(SNS) の現れによって、さらにインターネットにおける表現は新たな局面を迎えている。

インターネット上のコミュニケーション・ツールとして、SNS は世界的な規模で急速に広がってきた。そもそも SNS の本来の目的は、人と人とのコミュニケーション・ツールとしての活用にある。情報は人から人へと流れる。参加者が多ければ多いほど、相互関係が強くなり、情報もより効率的に拡散している。ユーザが登録さえすれば、公開または半公開の形で情報を伝達することが可能となっている。いつでもどこでもホットな話題の討論に参加できる。しかしながら、この自由と公開は、情報の質の面からすると必ずしもよいとは言いきれない。誤報、なりすまし、プライバシー侵害などの SNS によるトラブルも少なくはない。こうした問題に対処するためには、SNS における表現の自由を保護する一方で、個人による SNS の悪意的利用を防止することのために、どのような対策が考えられるのかを、確認しておく必要がある。

表現の自由は、どの国においてもきわめて重要な基本的人権として保護されている。表現の自由の保障のあり方については、各国で法律学の重要な論点として議論がなされている。経済のグローバル化と技術の発展とともに、伝統的な表現の自由も多様になり、進化している。21 世紀に入ってから、仮想されたネットワーク世界は現実の世界と繋がれ、表現の自由も新たな分野に入った。参加者がますます増えることにしたがって、SNS による表現はより「自由」、「客観的」なものになっているように見える。ところが、この「自由」な表現はユーザたちの心の声のみならず、さまざまな「利益」によってもたらされる表現とも言える。それぞれの利益が対立する場合、矛盾や衝突が出てくる。社会における各利益のバランスをとることもとても大切な課題となっている。この研究の目的は、SNS における表現という新たな特徴を持った表現について、できるだけ人々の表現の自由の権利を保障するためには、どのような法制度上のシステムが望ましいのかを考察することにある。

アメリカの「ウォールストリートを占拠せよ」事件、「アラブの春」など、各国で SNS のマイナス影響も出てきた。ネット暴力、ネットプライバシー侵害、誤報などが、すべて安全なネットワーク環境を脅かしており、SNS への管理は各国で課題になっている。ところが、伝統的に表現の自由が重要な基本的人権として保護されていたにもかかわらず、SNS による表現の自由について十分な保護がされているのか疑問な部分もある。

中国においても、SNS による表現をどのように管理するかは重要な課題になっている。一方で、SNS における表現の自由を保障するための、法的制度はまだ完全に整備されているわけではない。今のところ「表現の自由の保護」に関する具体的な制度は整備されていない一方で、「表現の自由の制限」を行うことについては、国家としても立場を明確にしている。本研究では、欧米、日本、中国における SNS 上の「表

^{†1} 早稲田大学大学院国際情報通信研究科 小向研究室
WASEDA University Graduate School of Global Information and
Telecommunication Studies, KOMUKAI Laboratory.

現の自由の保護」「表現の自由の制限」に関する考え方を比較することで、中国における SNS 上の表現に対する管理に、どのような課題があるのかを検討する。

参考文献

1) デビッド・カートパトリック『フェイスブック 若き天才の野望』(日経 BP、2011年)。